

広島県訓令第十号

総務局
都市局
各建設事務所

建築工事検査規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十三年四月二十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

建築工事検査規程の一部を改正する訓令

建築工事検査規程（昭和五十二年広島県訓令第七号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項及び第十条中「請負人」を「受注者」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。